

10/1~7・国家公務員超過勤務縮減キャンペーン週間

10/1~7・国家公務員超過勤務縮減キャンペーン週間

キャンペーン週間の主旨

超過勤務縮減キャンペーン週間は、
国家公務員の超過勤務縮減について、広く職員の意識の向上を図るとともに、
事務効率向上のため業務を見直す機会を設けることにより、超過勤務の縮減を図り、
国家公務員の健康の維持・増進、ゆとりある国民生活の実現、
ひいては公務の能率的な運営に資することを目的として行うものです。

主催者(各府省)の実施事項

- ① 超過勤務縮減キャンペーン週間の周知
- ② 職員の定時退庁の一層の推進
- ③ 事務の簡素・効率化の推進、事務処理方法の見直し
- ④ 管理職員等に対する啓発、指導等の実施
- ⑤ 超過勤務縮減のための体制の整備
- ⑥ その他

超過勤務を減らすために
変えてみよう!
仕事のスタイル
自分の意識

総務省人事・恩給局
〒100-8926
東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館
03-5253-5111(代表)

総務省人事・恩給局

超過勤務を減らすために

変えてみよう！ 仕事のスタイル 自分の意識

恒常的な長時間に及ぶ超過勤務は、職員の健康管理上の問題に加え、健全な家庭生活や社会参加の妨げになるという問題、疲労の蓄積などで事務能率が低下するなどの問題を生じると言われています。

このため、超過勤務の縮減については、「国家公務員の労働時間短縮対策について」(平成4年人事管理運営協議会決定)に基づき、職場環境の整備や業務改善のための取組を進めてきたところです。

10/1~7・国家公務員超過勤務縮減キャンペーン週間

「国家公務員の労働時間短縮対策について」 一部改正

労働時間短縮対策を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、「国家公務員の労働時間短縮対策について」(平成4年人事管理運営協議会決定)を改正しました。

■ 改正のポイント

超過勤務縮減に係る体制の整備

超過勤務に対するコスト意識の醸成

各府省等における超過勤務縮減のための先進的取組を取り込み

■ 主な改正点

I 基本的な考え方

- 幹部職員がリーダーシップを発揮して組織全体として超過勤務を縮減する。
- 超過勤務がコストであることを改めて認識する。
- 関係機関と協力しつつ、政府全体を通じた取組を推進する。

II 超過勤務縮減、年休使用促進のための環境整備

- 管理職員は、率先して定時退庁する。
- 人事担当課は、巡回指導等により、積極的に定時退庁を指導する。
- 職員の勤務状況を的確に把握し、実情に応じた縮減目標を設定するなど、勤務時間管理を徹底する。

III 超過勤務のための業務改善

- 業務プロセスの見直しを計画的に推進する。
- 超過勤務縮減について、マネジメント能力などの観点から人事評価する。

超過勤務縮減対策の概要

■ 超過勤務縮減のための環境整備

■ 定時退庁日

- 管理職員は、率先して定時退庁する。止むを得ない場合を除き職員には超過勤務を命じない。
- 管理職員は、巡回指導を行うなど、部下職員に対し積極的に定時退庁の指導を行う。
- 管理職員は、定時退庁日に定時退庁できなかった職員には、その週において定時退庁ができるように配慮する。

■ 幹部職員・管理職員の意識向上

- 幹部職員等は、定例の会議において各部局、各課室ごとの超過勤務の状況、超過勤務縮減のための取組についての定期的な報告を受けるなどにより超過勤務に関する認識の徹底に努める。
- 幹部職員等は、超過勤務をしている職員の業務内容、健康の維持管理に十分注意するとともに、率先して定時退庁に努める。
- 幹部職員は、超過勤務の特に多い職員の状況把握に努めるとともに特定の職員に超過勤務が集中しないように業務配分、人員配置の調整に努める。

■ 早出・遅出勤務の積極的活用

- 連続して深夜に及ぶ超過勤務をした職員について、職務の効率的な執行に資するとともに、労働時間の短縮、健康の保持に資すると認められる場合には遅出の勤務時間にする等、その積極的活用を図る。

■ 超過勤務縮減のための業務改善

■ 事務・事業の簡素化に向けた見直し

- 日頃から事務の簡素化に向けた見直しを進め、新たに事務・事業を実施しようとするときは、既存の事務・事業の必要性について見直しを行い業務量の抑制に努めるとともに、過去から整理されずに引き続いて行われているような事務・事業について徹底的に見直す。

■ 人事評価の活用による業務改善の推進

- 超過勤務縮減を管理者のコスト意識や事務効率化に向けた取組の一つとして捉え、マネジメント能力などの観点から人事評価を行うとともに、職員についても、効率化や業務改善に取り組む職務行動などを評価することにより、業務改善の推進を図る。

■ 個別的業務改善

- 法令等協議、国会、予算等の府省間調整について、ルール等が適切に運用されているか随時チェックを行うこと等により、その徹底を図る。